2　次の表の第一欄に掲げる事項についての免許法第十六条の四第一項の免許状を有する者が免許法別表第四の規定により次の表の第二欄に掲げる教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合には、それぞれ前項の表の高等学校教諭の一種免許状の最低修得単位数から、教科に関する専門的事項に関する科目については四単位を、各教科の指導法に関する科目については一単位を差し引くものとする。この場合における教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、次の表の第三欄に掲げる単位を修得したものとみなして、前項の表備考第一号の規定を適用する。

第一欄	第二欄	第三欄
受けている免許状の事項の種類	受けようとする免許状の教科の種類	修得したものとみなす教科に関する専門的事項に関する科目の単位数
		第五条第一項の表に規定するもの
［略］		

第十六条　免許法別表第五に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	最低修得単位数	
教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教論の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
［略］		

2　免許法別表第五備考第三号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、前項の規定にかかわらず、同表第三欄に定める最低修得単位数が十単位である場合には、教科に関する専門的事項に関する科目五単位以上及び各教科の指導法に関する科目又は教論の教育の基礎的理解に関する科目等五単位以上を、同表第三欄に定める最低修得単位数が十五単位である場合には、教科に関する専門的事項に関する科目八単位以上及び各教科の指導法に関する科目又は教論の教育の基礎的理解に関する科目等七単位以上を修得するものとする。

3　免許法別表第五備考第四号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第一項の規定にかかわらず、教科に関する専門的事項に関する科目五単位以上及び各教科の指導法に関する科目又は教論の教育の基礎的理解に関する科目等五単位以上を修得するものとする。

4　前三項の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、第四条第一項の表備考第一号に定める職業についての修得方法又は第五条の表備考第一号に定める看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船についての修得方法の例にならうものとし、各教科の指導法に関する科目又は教論の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法は、第五条に定める修得方法の例にならうものとする。

5　第一項の表の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第二条第一項の表備考第十四号イに定める修得方法の例にならうものとする。ただし、当該科目の単位のうち三単位までは、第五条第一項の表に規定する各教科の指導法に関する科目又は教論の教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

4　次の表の第一欄に掲げる事項についての免許法第十六条の四第一項の免許状を有する者が免許法別表第四の規定により次の表の第二欄に掲げる教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合には、それぞれ免許法別表第四の高等学校教諭の一種免許状の項第三欄に定める単位数から、教科に関する科目については四単位を、教職に関する科目については一単位を差し引くものとする。この場合における教科に関する科目の単位の修得方法については、次の表の第三欄に掲げる単位を修得したものとみなして、第一項の規定を適用する。

第一欄	第二欄	第三欄
受けている免許状の事項の種類	受けようとする免許状の教科の種類	修得したものとみなす教科に関する科目の単位数
		第五条に規定するもの
［略］		

第十六条　免許法別表第五に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	最低修得単位数	
教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
［略］		

2　免許法別表第五備考第三号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、前項の規定にかかわらず、同表第三欄に定める最低修得単位数が十単位である場合には、教科に関する科目五単位以上及び教職に関する科目五単位以上を、同表第三欄に定める最低修得単位数が十五単位である場合には、教科に関する科目八単位以上及び教職に関する科目七単位以上を修得するものとする。

3　免許法別表第五備考第四号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第一項の規定にかかわらず、教科に関する科目五単位以上及び教職に関する科目五単位以上を修得するものとする。

4　前三項の教科に関する科目の単位の修得方法は、第四条に定める職業についての修得方法又は第五条に定める看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船についての修得方法の例にならうものとし、教職に関する科目の単位の修得方法は、第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

5　第一項の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第六条の二第一項に定める修得方法の例にならうものとする。ただし、教科又は教職に関する科目の単位のうち三単位までは、第六条第一項の表に規定する教職に関する科目に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。